

後払い式サーバ管理型乗車券取扱細則

制定 2024年3月28日

(適用範囲)

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程（以下「規程」といいます。）の定めに基づく旅客の運送およびその取扱方については、規程によるほか、この後払い式サーバ管理型乗車券取扱細則に定めるところによります。

(使用の制限)

第2条 次の各号の一に該当する場合には、後払い式サーバ管理型乗車券は使用することができません。

- (1) クレジットカード発行者が別に定める利用枠を超えたとき
- (2) クレジットカード発行者が別に定める使用制限または停止を行ったとき

(運賃の収受)

第3条 後払い式サーバ管理型乗車券を規程第8条の規定により使用する場合、入場駅から出場駅までの大人普通旅客運賃を収受します。この場合、小児が後払い式サーバ管理型乗車券を使用する場合であっても、大人普通旅客運賃を収受します。

- 2 後払い式サーバ管理型乗車券を使用する場合の運賃は、利用した当日分を集計します。また、利用日の運賃は、「当該後払い式サーバ管理型乗車券のクレジットカード発行者」が、当社に立替払いすることで旅客に対する求償権を取得し、旅客に請求します。
- 3 請求方法については発行者が別に定めるところによります。

(効力)

第4条 後払い式サーバ管理型乗車券から大人普通旅客運賃を収受することを承諾して使用する場合は、小児1人が使用することができます。

(利用履歴の確認)

第5条 利用履歴を確認する場合、乗車券管理サーバに記録されている最近の利用日から最大365日遡り、利用月日、乗車区間および運賃額等を確認することができます。

(前回利用時の出場情報がない後払い式サーバ管理型乗車券の取扱方)

第6条 出場情報のない後払い式サーバ管理型乗車券と連絡票を規程第7条に定める駅に差し出した場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行います。

- 2 出場情報のない後払い式サーバ管理型乗車券を差し出した旅客が連絡票を所持していない場合は、後払い式サーバ管理型乗車券に記録された入場駅から利用可能な範囲の最遠区間の大人普通旅客運賃と規程第16条第1項に規定する増運賃を収受し、発駅情報の消去処理を行うことがあります。

(後払い式サーバ管理型乗車券障害時の取扱い)

第7条 破損等により対応機器での取扱いが不能となった場合は、後払い式サーバ管理型乗車券は使用することができません。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第8条 旅客は、対応機器による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、次の各号の一に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅での出場時に後払い式サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用します。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還

ア 途中駅が規程第7条に定める駅である場合

旅行開始駅から途中駅までの大人普通旅客運賃を、途中駅において後払い式サーバ管理型乗車券から収受します。

イ 途中駅が規程第7条に定める駅以外の場合

旅行開始駅から途中駅までの大人普通旅客運賃を、途中駅において現金により収受します。この場合、後払い式サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理については規程第7条に定める駅にて行います。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、次のいずれかの方法によるものとします。

ア 旅行中止駅が規程第7条に定める駅である場合

旅行開始駅から旅行中止駅までの大人普通旅客運賃を、旅行中止駅において後払い式サーバ管理型乗車券から収受します。

イ 旅行中止駅が規程第7条に定める駅以外の場合

旅行開始駅から旅行中止駅までの大人普通旅客運賃を、旅行中止駅において現金により収受します。この場合、後払い式サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理については規程第7条に定める駅にて行います。